

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	玄海町 寄附金控除に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和7年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ふるさと応援寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務
②事務の概要	ふるさと応援寄附金を行う者のうち、申告特例対象寄附者が申告特例申告を行ったものを受け、その申告特例申告書に記入された個人番号とそれを証明する写しをもって内容を確認したうえで、寄附者の住所所在地の市町村長に通知を行う。
③システムの名称	motiONE・IAM・ふるさとPASS・さとふるアプリde・e-NiNSHO
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと応援寄附金申告特例申告書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画商工課
②所属長の役職名	企画商工課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒847-1421佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL 0955-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画商工課 〒847-1421佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL 0955-52-2112
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を厳守している。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		委託先の選定に当たって、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。 ・ 組織体制の整備、漏えい等事案に対応する体制の整備及び安全管理措置の定期的見直しを行うこと。 ・ 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。 ・ 特定個人情報を取り扱う事務に従事する作業従事者を明確化するとともに、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、漏えい等の防止を行うこと。 ・ 取扱規程(委託先から他者への又は委託元から委託先への特定個人情報の提供のルール及び特定個人情報の消去のルールを含む)等を策定し、これに基づく運用を行うこと。 ・ 委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所からの特定個人情報の持ち出しは禁止とすること。 ・ 特定個人情報ファイルの取扱状況を記録し、定期的に分析・報告すること。 ・ 再委託については原則として禁止し、やむを得ず再委託をする必要がある場合は、委託元の承認を得ること。 ・ 委託元が求めた場合、契約内容の遵守状況を報告すること。 ・ 必要がある場合、委託元による委託先への実地の監査、調査等を行うこと。 これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	しきい値判断	2016/3/31	2019/4/1		
令和2年1月31日	I 関連情報 5評価実施機関における担	財政企画課 財政企画課長	企画商工課 企画商工課長	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの	財政企画課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	企画商工課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年9月30日	IV リスク対策 7特定個人情報の保管・消	課題が残されている	十分である	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを	ふるさと応援寄附金を行う者のうち、申告特例 対象寄附者が、申告特例申告を行ったものを	ふるさと応援寄附金を行う者のうち、申告特例 対象寄附者が申告特例申告を行ったものを受	事後	
令和3年10月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年7月1日	IVリスク対策 4特定個人情報ファイルの	十分である	特に力を入れている	事後	
令和4年7月1日	IVリスク対策 7特定個人情報の保管・消	十分である	特に力を入れている	事後	
令和4年7月1日	IVリスク対策 9従業者に対する教育・啓	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	
令和4年7月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを	ふるさと応援寄附金マイナナンバー管理システ ム	motiONE・IAM	事前	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令	番号法第9条第1項 別表第一 第16号	番号法第9条第1項 別表 第24項	事前	
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の	令和6年7月1日時点	令和7年3月21日時点	事前	
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和6年7月1日時点	令和7年3月21日時点	事前	
令和7年3月21日	8. 入手を介在させる作業 判断の根拠	【新様式による追記】	マイナナンバー利用事務におけるマイナナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、 委託先の選定に当たって、委託先の設備、技 術水準、経営状況、従業者に対する監督・教	事後	
令和7年3月21日	11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	【新様式による追記】		事後	
令和7年3月21日	11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	motiONE・IAM	motiONE・IAM・ふるさとPASS・さとふるアプリ de・e・NINSHO	事前	
令和7年10月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の	令和6年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年10月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の	令和6年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	